

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
②昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
③昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
④昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 58 年度及び 60 年度については、免除申請の手続を行ったことを覚えており、免除申請承認通知書が手元に残っているが、申立期間については国民年金保険料を夫婦一緒に納めていたため、申立期間が免除とされ、夫婦の免除期間が異なっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年度及び 60 年度の免除申請承認通知書を所持していることを根拠に、免除申請は 2 回しか行っておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時の保険料額、納付書の特徴、納付場所等納付方法の記憶が曖昧であり、市が保管する国民年金台帳でも免除の記録が残されていることから、保険料を納付していたとは推認し難い。

また、申立人夫婦は「免除期間が異なることは考えにくい」と述べているが、申立期間①について、申立人の夫は昭和 57 年 7 月まで国民年金保険料を納付していたため、同年 8 月以降に免除が適用され、申立人については同年 4 月以降の保険料が未納であったため、昭和 57 年度当初から免除が適用されたものと考えられ、申立期間②については申立人と同様、その夫も免除期間となっている。

さらに、申立期間③については所得等の要件から夫婦どちらか一方のみ保険料が免除される場合があり、申立人の夫は当該期間の保険料を 62 年 11 月にさ

かのぼって納付していることが確認できるため、申立期間③当時、申立人のみ免除が認められ、申立人の夫は未納となっていた期間の保険料を過年度納付したと推認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間④について、申立人夫婦は申立期間④以降の国民年金保険料を未納無く納付し、確認可能な範囲において保険料をほぼ同時に納付しており、申立人の夫は申立期間④に係る保険料を平成2年4月に過年度納付しているため、申立人もその夫と同様に保険料を納付したとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
申立期間当時、アルバイトをしながら苦勞して国民年金の保険料を納付していた。

当時は保険料の免除制度を知らず、自分で銀行に納付していたので、申立期間について免除期間とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料を納付済みであり、申立期間後の保険料免除期間の保険料を追納しているなど、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間前の昭和 60 年 2 月から申立期間後の 63 年 4 月まで同じアルバイトに従事し、この間、申立人の生活に大きな変化は無く、当時は免除制度自体を承知していなかったと述べており、申立期間前後の保険料を納付しながら、申立期間のみ免除期間とされているのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母親は厚生年金保険加入者で、申立人の兄は国民年金保険料を納付しており、申立人のみ申請免除を行う特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から昭和41年3月まで

私が20歳の時、両親と共に国民年金に加入し、父親が私の国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、夫が国民年金に加入した時に夫の保険料と一緒にさかのぼって自分で保険料を納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻する昭和40年以前の保険料の納付に直接関与しておらず、これを行っていたとする申立人の父親は既に他界しているため、その当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月2日に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、このころ国民年金に加入し、36年4月にさかのぼって被保険者資格を取得したと考えられ、この時点で申立期間の一部は既に時効により特例納付でしか保険料を納付できない期間となるが、この期間について、遡及して保険料が納付された形跡は無く、申立人にも特例納付した記憶は無い。

さらに、婚姻する前の申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親も申立期間当時、国民年金に未加入である。

一方、申立人は昭和40年11月に婚姻後、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しており、申立期間後について夫婦共に保険料の未納や未加入期間は無い。

加えて、申立人の夫は昭和42年7月ごろ加入手続を行い、その時点で時効を迎えていない40年4月から42年3月までの国民年金保険料を過年度納付し

ており、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人が同期間の保険料をその夫の分のみ過年度納付したとするのは不自然であり、申立人についても納付があったものと認められる。

しかしながら、申立人は、40年3月から同年8月まで厚生年金保険に加入しており、申立人が過年度納付したと認められる期間のうち、40年4月から同年8月までについては、国民年金の被保険者になり得る期間でないことから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から60年3月までの期間及び同年11月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和59年2月から60年3月まで
②昭和60年11月から61年3月まで

私は、両親を早くに亡くし、中学校卒業後、住み込みで働き、職業を替えた都度、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行ってきた。

申立期間①については、督促状が届いたのでまとめて保険料を納付し、申立期間②については、遅れることはあっても前の期間から保険料を納付していたはずである。そのため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、厚生年金保険の記録を追加したために発生した期間を除いて国民年金保険料の未納が無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続をおおむね適切に行っている上、申立人の「遅れながらも保険料を納めていた。」と主張するとおり、保険料が納付困難であった期間については免除申請又は過年度納付を行い、未納の期間が生じないように注意してきたことがうかがえる。

また、申立期間①について、申立人は「督促状が届いたため、友人からお金を借り、昭和59年2月から60年7月ぐらいまでの10万円を超える国民年金保険料を金融機関で納付した。」と述べており、これは当時の保険料額にほぼ一致している上、申立期間当時、当該金融機関は保険料の収納が可能であったことが確認できる。

さらに、申立期間②前後の国民年金保険料については現年度納付をしており、申立期間の前後を通じて申立人の仕事及び住所に変更は無く、生活状況に大き

な変化は認められないため、申立期間②のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年2月3日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②の昭和39年8月から41年5月までの期間に係る標準報酬月額の記録について、その主張する標準報酬月額(2万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年2月3日から同年8月1日まで
②昭和39年8月1日から41年6月1日まで

申立期間①については、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。A事業所B支店に昭和39年2月3日に入社し、C営業所に配属となり勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。申立期間②については、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が1万8,000円となっているが、D健康保険組合の記録では2万2,000円となっており相違しているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、在籍証明書及び健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人は、A事業所B支店に昭和39年2月3日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、D健康保険組合の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、A事業所B支店の資格取得日に誤記があったことを認めていることから、事業主が昭和39年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年2月から同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②の標準報酬月額について、事業主は、D健康保険組合の被保険者名簿の、定時決定の記録から、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額（2万2,000円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除しており、また、誤った標準報酬月額の届出を社会保険事務所に提出したことを認めていることから、昭和39年8月から41年5月までの標準報酬月額を、2万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、D健康保険組合の記録から確認できる標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないのは、社会保険事務所への標準報酬月額の届出に誤記があったこととしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 40 年 3 月 8 日から同年 7 月 21 日まで
②昭和 40 年 8 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所から送付されてきた年金加入期間確認通知書を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとのことであった。

しかしながら、私は脱退手当金を受給した記憶は無い上、申立期間②の事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失してからは、無職になった訳ではなく、引き続き共済組合の組合員として勤務しており、脱退手当金を必要とする状況でもなかったため納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の事業所において、昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと同時に共済組合の組合員となっており、脱退手当金が支給決定されるとされる同年 10 月 26 日においても、引き続き当該共済組合の組合員であることから、当該脱退手当金は申立人本人の意思に基づいて請求が行われたとは考え難い。

また、申立期間②の事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得してから共済組合の組合員を辞めるまでの申立人の在職履歴から、申立期間②の事業所における申立人の退職金については、当該共済組合の退職手当積立金共済に引き継ぎが行われたことが確認でき、申立人の脱退手当金についても、申立期間②の事業所が申立人に代わって社会保険事務所に請求手続を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月11日から同年11月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
A事業所から同事業所C工場へ転勤して勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和48年11月1日にA事業所から同事業所C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年10月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和48年10月11日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和13年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和37年6月17日から同年7月3日まで

A社B事務所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

A社に継続して勤務しているものであって、同一企業内の転勤であり、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、雇用保険の加入記録及びA社が申立人に提出した「報告書」などから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年7月3日にA社B事務所から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年5月の社会保険事務所で保管する厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を「昭和37年7月3日」とすべきところ、「昭和37年6月17日」として誤って届出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立てに係る昭和37年6月の保険料について納

入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 8 月にそれまで勤めていた会社を退職してからすぐ市役所で国民年金に加入した。国民年金保険料は口座振替にて納付したと記憶しているので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

昭和 56 年 8 月にそれまで勤めていた会社を退職してからすぐ市役所で国民年金の加入手続をしたという申立人の主張どおり、同年 10 月に申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が確認できる。しかし、申立人が口座振替を行っていたとする金融機関に対して調査を行った結果、申立期間当時に国民年金保険料と推認できるような振替は確認できなかったなど、当該国民年金手帳記号番号により申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、昭和 62 年 2 月ごろ申立人に新しい国民年金手帳記号番号が払い出されているが、61 年 4 月 1 日が資格取得日とされており、申立期間については任意加入対象期間であったことから、遡及して被保険者となることはできない期間であった。

さらに、申立人は申立期間に係る保険料について月 3,000 円ぐらいだったと記憶しているが、申立期間当時の実際の保険料額と相違している上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月まで
②昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 58 年度及び 60 年度については、免除申請の手続を行ったことを覚えており、免除申請承認通知書が手元に残っているが、申立期間については国民年金保険料を夫婦一緒に納めていたため、申立期間が免除とされ、夫婦の免除期間が異なっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年度及び 60 年度の免除申請承認通知書を所持していることを根拠に、免除申請は 2 回しか行っておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時の保険料額、納付書の特徴、納付場所等納付方法の記憶が曖昧であり、市が保管する国民年金台帳及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）でも免除の記録が残されており、両者の記録は一致する上、不自然な点は無ことから、保険料を納付していたとは推認し難い。

また、申立人夫婦は「免除期間が異なることは考えにくい」と述べているが、申立人については昭和 57 年 7 月まで国民年金保険料を納付していたため、同年 8 月以降に免除が適用され、申立人の妻については同年 4 月以降の保険料が未納であったため、昭和 57 年度当初から免除が適用されたものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年7月から47年11月まで
申立期間の国民年金保険料は、妻と一緒に納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について結婚前から同居していた申立人の妻と一緒に国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立期間のその妻の記録には、厚生年金保険期間(脱退手当金受給済み)、国民年金の未加入及び未納期間が含まれている。

また、申立人は国民年金手帳を持って市の出張所に行き、検認印を押してもらったと述べているが、申立期間当時は市役所で国民年金手帳を預かっていたことが確認でき、実際の取扱いと齟齬^{そご}が見られる上、申立人は国民年金の加入手続の記憶が無く、国民年金保険料の納付手続についての記憶も曖昧^{あいまい}であり、申立人が記憶している国民年金手帳の特徴も申立期間当時のものとは異なっている。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から60年3月まで
母親が国民年金の加入手続をしてきて、60年3月ごろ国民年金保険料15年分を一括で納付してくれたと聞いており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとされる申立人の母親は既に他界しているため、当時の状況は不明であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年4月に払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、その時点で申立期間は既に時効である。

さらに、申立人の居住する市の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は昭和63年4月時点から国民年金保険料を納付しても、満60歳に到達するまでに受給要件である300か月以上の保険料を納付することができないため、60年4月以降の保険料を納付させ、それでも不足する1か月分の保険料を満60歳到達後に任意加入し、納付するよう指導したことがうかがえ、申立人の母親は申立人が年金を受給できるよう、60年4月分の保険料までさかのぼり、まとめて納付したと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年6月から61年3月まで
結婚後も両親と同居しており、両親と一緒に国民年金に加入し、父親が両親と私の国民年金保険料を併せて納付していた。年金記録では昭和51年10月に国民年金被保険者となり、56年6月に資格喪失し、61年4月に第3号被保険者になったとされているが、私だけ途中で資格喪失する理由が無く、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付方法や保険料額等の記憶が無く、保険料を納付したとされる申立人の父親は既に他界しており、状況は不明である。

また、申立人の所持している国民年金手帳を見ると、国民年金被保険者資格の喪失日が昭和56年6月1日と印字されており、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿とも齟齬が無く、このころ国民年金の資格喪失手続を行ったと考えられ、申立期間は未加入期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から28年1月20日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、上記申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、自分は脱退手当金を受給した記憶が無いので、上記申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から3日後の昭和28年1月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和28年1月23日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月ごろから 48 年 5 月ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A 事業所（B 市）に勤務していた期間において、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

当時、勤務をしていたことは確かであり、会社から健康保険証を渡され、歯科医院にも通った記憶があります。

したがって、厚生年金保険に加入をしていると思われるので、当該期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立期間当時、A 事業所の業種は、非適用業種となっており、社会保険事務所の記録によると A 事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することはできなかった。

さらに、C 国民健康保険組合の資料によると、申立期間当時、A 事業所は C 国民健康保険組合に加入していたことが確認できる。

加えて、商業登記簿謄本から A 事業所と代表取締役が同一であり、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であった D 事業所（E 市）の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

なお、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立て内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた記録は無い旨の回答を得た。

臨時任用され、講師として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、A事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号1番（昭和56年5月6日取得）から同番号2番（昭和61年8月11日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

さらに、A事業所及び厚生年金保険の適用事務を引き継いだB事業所に申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間と同時期に臨時任用された者についても厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金に加入していたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月4日から同年3月1日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

傷病手当金を受給したことがあり、A事業所に入社する際、社会保険加入を承諾してもらったので当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、健康保険番号97番で、昭和28年3月1日に資格を取得し、平成2年12月21日に資格を喪失したことを確認できる。

さらに、社会保険事務所が管理するA事業所の同名簿の健康保険番号82番（昭和27年10月1日取得）から同番号96番（昭和28年3月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は同番号97番で資格を取得した記録が確認できるほかは、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

加えて、A事業所が保管する申立人の従業員台帳の厚生年金保険の資格取得年月日欄に「28・3・1」と、入社年月日欄「27年12月31日」より後の日付が記載されていたためA事業所に照会したところ、「当時は試用期間があり、試用期間は厚生年金保険料を控除していなかった。」と説明している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 30 日から 39 年 3 月 26 日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 39 年 3 月 26 日の前後 2 年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を 2 年以上有する女性 19 名のうち、資格喪失後 6 か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた 3 名を除く 16 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、12 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 11 名について資格喪失日から 4 か月以内で脱退手当金の支給がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 4 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。